

緩和ケアニュース

第40号

地域連携～在宅緩和ケアを中心に～



由布市 男池湧水群 Photo T.I

公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構
倉敷中央病院 緩和ケアチーム
2017年10月発行

はじめに

今回は、緩和ケアチームの医療ソーシャルワーカー松嶋が、在宅療養における緩和ケアを中心に地域における医療連携体制についてわかりやすくお話をいたします。



“地域連携”という言葉は患者さんやご家族の皆さんが耳にすることも増えてきたのではないのでしょうか。簡単に言うと、地域の診療所や病院、薬局、様々な施設や事業所等との相互の連携のことをいいます。その目的は、患者さんを取り巻く療養環境を整え、安心して生活ができることにあります。

さて、緩和ケアに関わる“地域連携”について考えてみたいと思います。



皆さんは、もしがんになったら、どのような療養生活を希望されるでしょうか。

その希望は、年齢、性別、家族状況、経済状況、病状、タイミングなど、その時の状況によって変化するかもしれません。

ある調査によると、「できるだけ住み慣れた自宅で過ごしたい」と半数以上の方が希望されているというデータがありますが、病気の進行による体調の変化、家族への気遣い、介護力などの問題により、自宅での療養を断念しているのが実情のようです。

では、どうしたら「できるだけ住み慣れた自宅での療養」が可能になるのでしょうか？



がんの治療には、がんを治す治療の段階、あるいはがんの勢いを止めるための抗がん治療と上手に付き合い合う段階、がんそのものへの治療ではなく症状に合った治療（対症療法）を行う段階がありますが、がんと診断された時から広義の緩和ケアは始まります。

抗がん治療は自宅から通院で行うことが基本ですが、治療を続けるためには日々の体調の維持・管理が必要です。また、抗がん治療による副作用と上手に付き合い合っていくことも大切です。対症療法中心となった場合にも、在宅での療養生活を医療面でサポートしてもらえることが安心につながります。

では、ぜひ押さえておきたい、在宅緩和ケアにおけるサポーターをご紹介します。



～かかりつけ医を持ちましょう～

当院では、抗がん治療やそれに伴う全身状態の管理を行うとともに、苦痛症状に応じて緩和ケアを提供しています。ですが、日常的にきめ細かなケアを提供することには限界があります。医療機関の強みを活かした“連携”こそが、患者さんの療養生活を支える重要なポイントです。

☆治療と並行して、日常的な診療（ちょっとした症状変化時、倉敷中央病院に受診すべきか判断に迷う時など）は地域のかかりつけ医の先生にお願いしましょう。

適宜、医師同士で情報共有を行い、患者さんに必要な医療が提供できる体制を取ることができます。

☆病状に応じて往診や訪問診療をお願いしましょう。病状や体力の面で通院が難しくなる場合もあります。その場合は、自宅へ訪問いただいて診療を受けられるか、かかりつけ医に相談してみましょう。

ヒント

訪問診療と往診の違いは？

訪問診療とは、定期的に自宅を訪問して日常的な診療を行うことをいいます。診療回数は状態に応じて要相談ですが、月2回程度が基本となります。日常診療に加えて緊急時対応も依頼できますが、医療機関によって体制は異なります（平日日中のみ対応可能、24時間365日対応可能など）。



一方で、往診は緊急時等の不定期に自宅を訪問して診療を行うものをいいます。訪問診療と同様に、医療機関によって体制は異なります。
いずれも、医療保険を使用した自己負担となります。

退院に合わせて訪問診療を依頼する場合、「在宅緩和ケア地域連携クリニカルパス」を用いて情報共有することで、スムーズな在宅での診療に繋がっています。

～訪問看護の利用も検討しましょう～

主治医の指示に基づいて、自宅で必要なケアを受けられるほか、看護や介護の相談に乗ってもらえる看護サービスを“訪問看護”といいます。

ヒント

具体的にどんなことをしてもらえる？

- 身体清拭、洗髪、食事や排泄などのケア
- 点滴の管理、床ずれや傷の処置
- 在宅酸素など医療機器装着中の看護
- 在宅でのリハビリテーション
- 病気や障がいの状態の観察
- 終末期の看取りまでの支援
- 介護者の悩みや不安に対する相談 など



在宅での療養生活には以下のようにいろいろな不安が生じます。

「これから病状はどうなっていくの？」
「しんどい時はどうしたらいいの？」
「ケアや処置に自信がない…」
「病院と違ってすぐに相談できないのが心配」
「急な病状の変化が起きたときの対応が怖い」



☆病院とは違う視点で、在宅で家族が行いやすいケアやリハビリの方法も教えてもらうことができます。
在宅療養を中心的にサポートしてくれる強い存在なので、ぜひ知っておきましょう。

☆事業所によって24時間365日対応可能なところもあります。緊急時に電話相談ができたり駆けつけてもらえたりと、患者さんやご家族の不安の緩和に繋がるので、上手に利用しましょう。

～かかりつけ薬局を利用していますか？～

医療機関で処方を受ける時に薬の重複がないか、薬の飲み合わせに問題はないかなど、患者さんの薬のことをまとめて相談できる窓口が“かかりつけ薬局”です。



ヒント

どんなときに利用する？

当院で処方するお薬は基本的に院内処方となっていますが、1回ずつの処方をおまとめに封入してお渡し（一包化）したり、自宅を訪問して薬剤指導を受けたりする場合は、院外の薬局へ処方を出すようになります（院外処方）。お薬の管理に不安がある場合には、主治医や薬剤師へご相談ください。

☆かかりつけ医と同様に、日常のお薬の管理や相談ができる“かかりつけ薬局”を活用しましょう。

☆訪問薬剤指導を行っている薬局もあります。お薬を受け取りに行くことが難しい場合など、自宅でお薬を受け取って指導を受けられるので、負担が軽減されます。訪問診療とあわせて活用しましょう。

☆患者さんのお薬の情報を集約したものが“お薬手帳”です。主治医、かかりつけ医や薬局へ提示し、上手に使いましょう。

🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸🌸
～医療以外にもこんな支援があります～

40 歳以上 65 歳未満で 16 種類の特定期病に該当される方、あるいは 65 歳以上の方であれば、介護保険の要介護認定を受けてサービス利用が可能です。

また、介護保険以外にも、自費サービスや障がい福祉サービスの利用が可能な場合があります。

(利用例)

療養生活の環境を整える

- 介護用電動ベッド、車いすなどのレンタル
- ポータブルトイレやシャワーチェアの購入
- 手すりの設置や段差解消などの住宅改修 など



生活・介護面でのサポートを得る

- 給食サービス
- 入浴や排泄などの身体面の介護
- 巡回型の見守りサービス など



☆介護保険の在宅サービスを利用するときは、担当のケアマネジャーに相談しましょう。

ケアマネジャーは、患者さんやご家族の「在宅でこんなふうに過ごしたい」という気持ちを支えるパートナーです。「在宅で過ごす上でどのようなケアが必要か」を医療者と共有し、「困り事に対してどんな解決の方法があるか」を一緒に考えて、利用可能なサービスを調整してくれます。

☆担当のケアマネジャーがいない場合は、まずは、お住まいの地区を担当する「地域包括支援センター」へ相談しましょう。



発行元：公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院 緩和ケアチーム

編集委員長：佐野 薫（医師）

編集委員：黒住 彩佳（事務） 里見 史義（作業療法士） 平田 佳子（看護師） 50 音順

例：70 歳の肺がん患者さんの連携の輪



☆在宅での療養生活を支えてくれる力強いサポーターは院内外に大勢います。ひとりで悩まず、まずは身近なスタッフに声をおかけください。

患者さんお一人お一人に合ったサポーターの輪を繋ぐお手伝いをさせていただきます。

在宅療養についてのお問い合わせ、ご相談は、

1-57 がん相談支援センターへどうぞ。

直通TEL (086) 422-5063

平日 9:00～17:00 / 土曜 9:00～13:00

